# 令和6年第5回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第140号

令和6年11月29日(金) 山ノ内町役場議場に開く。

令和6年11月29日(金) 午前10時開会

1141 0 11

### ○ 議事日程(第1号)

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第12号 専決処分の報告について 専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 4 報告第13号 専決処分の報告について 専決第19号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 報告第14号 専決処分の報告について 専決第17号 建物損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 6 承認第12号 専決処分の承認について専決第18号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)
- 7 議案第54号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)
- 8 議案第55号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第56号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第57号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 11 議案第58号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 12 議案第59号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 議案第60号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)
- 14 議案第61号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 15 議案第62号 令和6年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 16 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ
- 出席議員次のとおり(12名)

1番	小	田	孝	志	君	9番	髙	田	佳	久	君
2番	畔	上	恵	子	君	10番	渡	辺	正	男	君
3番	小	林		仁	君	11番	Щ	本	光	俊	君
4番	志	鷹	慎	吾	君	12番	小	林	克	彦	君
5番	塚	田	_	男	君	13番	白	鳥	金	次	君
8番	徳	竹	栄	子	君	14番	湯	本	晴	彦	君

○ 欠席議員次のとおり(1名)

6番 湯本 るり子 君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 湯本寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長 平澤 岳君 教 育 長 竹 内 延 彦 君 こども未来 副 町 長 久保田 敦 君 望月弘樹君 総務課長 古幡哲也君 生涯学習課長 田村清志君 未来創造課長 堀 米 貴 秀 君 産業振興課長 宮崎弘之君 危機管理課長 田中浩幸君 建設水道課長 髙木和彦君 住民税務課長 湯 本 豊 君 消 防 課 長 湯本睦夫君 健康福祉課長 小林佳代子君 会計管理者 小 林 知 之 君

## (午前10時00分)

議長(湯本晴彦君) おはようございます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和6年第5回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

過日、11月17日に友好交流都市である群馬県玉村町産業祭表彰式へ副町長と共に出席してきました。天候にも恵まれ、大勢の来場者がいらっしゃいました。その中で、山ノ内町のリンゴ販売も行っており、大盛況の様子を拝見し、改めてやまのうちブランドの人気の高さを感じた次第でございます。実りある収穫に感謝し、また、農業従事者の方々の努力の賜物に敬意を表します。

さて、町議会では10月から11月にかけ、各常任委員会で管外視察を実施しました。視察の見聞を参考に、今後の議会活動や施策の推進に取り組まれるようお願いいたします。

また、視察先の志賀町では、数日前にまた地震がございました。被災された方々には改めて お見舞いを申し上げます。

本定例会は、人事院勧告に関連する補正予算、また組織条例などの一部改正、契約案件、その他の補正予算などであります。

これらの諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対し十分な審議・審査を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力いただき、円滑な議会運営 運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時03分)

**議長(湯本晴彦君)** ただいまの出席議員数は12人でございます。したがって、会議の定足数に 達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和6年第5回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長(湯本晴彦君) 初めに、6番 湯本るり子議員から体調不良のため本日の会議を欠席する

それでは、町長から招集の挨拶があります。

旨届出がありましたことを報告いたします。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) おはようございます。

本日、令和6年第5回山ノ内町議会定例会を開会するに当たり、議員の皆様には定刻どおりお集まりいただきましたことを心より感謝申し上げます。

気がつけば12月を迎え、スキーシーズンの幕開けも間近となりました。

山ノ内町は、1998年長野オリンピックにおいて、スノーボード競技が初めてオリンピック種目として実施された地です。この記念すべき競技が行われたのは、旧上林スキー場であり、皆様もご存じのことと思います。

当時は、スノーボードがオリンピック種目として認められるかどうかについて、様々な意見が交わされていました。その姿勢は、近年のオリンピック種目となったスケートボードの状況に似たものがありました。

現在では、スノーボード競技はオリンピック種目として広く認知され、特に平野歩夢選手をはじめとする日本人選手の活躍は記憶に新しく、多くの方々に支持される人気競技となっております。一方で、山ノ内町としてオリンピックの遺産を十分に活用できているかといえば、課題が残っているように感じます。

例えば、町内にはスノーボードクラブが存在しないと見受けられます。そのために、子供たちがスノーボード選手を目指したいと願ったとしても、その夢をかなえるための環境が整っていない状況です。この現状は、個人的に非常に残念に思っております。

私は、子供たちが夢を持ち、それを追いかけられる環境を提供することが大切だと考えています。大人が子供たちに夢を押しつけたり、特定の道を強制することは避けるべきです。むしろ、様々な選択肢を提供することで、子供たち自身が未来を切り開けるようにすることが、私たち大人の務めではないでしょうか。

東京オリンピックでスケートボードが新たに種目として加わったことも踏まえ、山ノ内町が 子供たちにスケートボードやスノーボードを選択肢の一つとして提供できるような地域になる ことを願っております。このような視点で、過去の課題を教訓とし、今後の施策に生かしてい くべきだと考えています。

また、気候変動が進む現在、異常気象が各地で頻発しています。タイやスペインでは洪水による甚大な被害が発生し、日本でも豪雨や異常気象が続いています。このような状況に対して、目を背けたり問題を先送りにすることは許されません。

私たちは、町行政として、この気候変動問題に真摯に向き合い、次世代へ美しい山ノ内町を引き継ぐ責任があります。四季のある日本を、雪の降る山ノ内町を、次世代の子供たちに残したいと思っています。

ただ住みやすいまちづくりを目指すだけではなく、子供たちが未来に希望を持てるようなまちづくりを進めていくことが必要だと思います。そして、これらの取組を通じて、町内外から住みたい、選ばれたいと思われる地域になると信じています。

そのためには、議員の皆様とも協力しながら、知恵を出し合い、分断ではなく団結をもって 議論を深め、山ノ内町のさらなる発展を目指していきたいと考えています。

本議会では、専決処分の報告3件、承認1件、買取り契約の締結1件、令和6年度一般会計等の補正予算8件、条例の一部改正3件の計16件についてご提案申し上げます。

十分なご審議の上、どうぞご了承賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただ

\_\_\_\_\_

(開 議)

(午前10時07分)

議長(湯本晴彦君) これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

# 諸般の報告

議長(湯本晴彦君) 諸般の報告を行います。

最初に、陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る11月22日の議会運営委員会までに受理しました陳情は、1件であります。会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

なお、9月定例会で可決しました4件の意見書につきましては、10月30日付で国会及び関係行政庁へ送付いたしました。

去る10月4日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、一般会計補正予算及び令和5年度決算が原案のとおり可決、認定されました。さらに、岳南広域消防本部及び中野消防署庁舎移転候補地の概要報告がありました。

10月22日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和5年度一般会計及び2特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されました。

次に、10月31日から8日間の会期で、北信広域連合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和5年度一般会計及び2特別会計の決算がそれぞれ原案どおり可決、認定されました。

1月8日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会において、県知事及び県議会議長に対しまして、構成市町村議長、地元選出県議とともに要望陳情活動を行ってまいりました。

また、11月13日に、都内で開催された第68回町村議会議長全国大会及び第49回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席し、国への要望が満場一致で決まり、役員に要望提出を一任してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_

#### 1 会議録署名議員の指名について

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

13番 白 鳥 金 次 君

1番 小 田 孝 志 君

2番 畔 上 恵 子 君

\_\_\_\_\_

# 2 会期の決定について

令和6年第5回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期19日間)

月日	曜	利	重り	}[]	開会開議	閉議閉会	内容
11. 29	金	本	会	議	午前10時	午後5時	諸般の報告
							会議録署名議員の指名
							会期日程の決定
							報告第12号~第14号
							上程、提案説明、質疑、受理
							承認第12号
							上程、提案説明、質疑、承認
							議案第54号~第59号
							上程、提案説明、質疑、討論、採
							決
							議案第60号~第61号
							上程、提案説明、質疑、委員会付
							託
							議案第62号~第65号
							上程、提案説明
		全員	員協調	義会			本会議終了後
30	土	休		会			
12. 1	日	休		会			
2	月	休		会			
3	火	委	員	会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会 (補正)
4	水	委	員	会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会 (補正)
5	木	本	会	議	午前10時	午後5時	一般質問(4人)
6	金	本	숲	議	午前10時	午後5時	一般質問(4人)
7	土	休		会			
8	日	休	_	会			
9	月	本	会	議	午前10時	午後5時	議案審議
							議案第60号~第61号
							委員長報告、質疑、討論、採決

					議案第62号
					質疑、討論、採決
					議案第63号~第65号
					質疑、常任委員会付託
10	火	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会 (条例審査等)
11	水	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会 (条例審査等)
12	木	議会運営	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
		委 員 会			
13	金	休 会			
14	土	休 会			
15	日	休 会			
16	月	休 会			
17	火	本 会 議	午後2時	午後5時	常任委員会報告

議長(湯本晴彦君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月29日から12月17日までの19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月29日から12月17日までの19日間に決定しました。

072W 5 CV 172D14 5 A33M3CV 1 H117,130 HW 5127,11. H 3C C 5 12 H 17,130 H W

3 報告第12号 専決処分の報告について

専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

4 報告第13号 専決処分の報告について

専決第19号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

5 報告第14号 専決処分の報告について

専決第17号 建物損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長(湯本晴彦君) 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について、専決第16号 自動車損 壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてから日程第5 報告第14号 専決処分の報告 について、専決第17号 建物損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてまでの3件を 一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 報告第12号から報告第14号までの3件について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第12号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、概要につきましては、相手方の車両が道路を通過した際に、道路陥没か所に落輪し、左前輪タイヤのパンク及びアンダーカバーが損壊したものです。

発生年月日は、令和6年3月31日、発生場所は、山ノ内町大字夜間瀬12378番地付近、町道 大松大洞沢線内で、相手方の住所氏名は、山ノ内町大字夜間瀬12377番地6、株式会社ズイカ インターナショナルで、損害賠償額は7万4,621円です。

以上について、令和6年9月20日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申し上 げます。

続きまして、報告第13号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第19号 自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、概要につきましては、夏祭りで上げた花火の火花が相手方の車両に落下し、フロントガラス及びスライドガラスの溶解やフロントカバーに傷がついたものです。

発生年月日は、令和6年8月10日、発生場所は、山ノ内町大字平穏2846番地4ビューパレー 志賀高原駐車場内です。

相手方の住所氏名は、山ノ内町大字平穏2846番地4ビューパレー志賀高原A808、新井孝宣 氏で、損害賠償額は43万8,317円です。

以上について、令和6年12月2日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第14号 専決処分の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第17号 建物損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、概要につきましては、ごみ収集運搬中の塵芥車が対向車と擦れ違いのために交代したところ、卓球場に衝突し屋根先及び雨樋を損壊したものです。

発生日時は、令和6年8月26日午前9時頃、発生場所は、大字平穏3285番地1、新湯田中温 泉旅館組合卓球場です。

相手方の住所及び氏名は、山ノ内町大字平穏3268番地、新湯田中温泉旅館組合です。和解日及び賠償金額は、令和6年9月24日、金額は、3万5,200円です。

以上について、令和6年9月24日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し 上げます。

以上、報告第12号から報告第14号までの3件について、一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

# 議長(湯本晴彦君) 続いて、議案ごとに質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつ行います。お願いいたします。

以後の議案等についても同様といたします。

報告第12号について質疑を行います。

9番 髙田佳久議員。

# 9番(高田佳久君) 9番 髙田佳久です。

1点お願いしたいと思います。

この大松大洞沢線に関しましては、ちょっと特異な道路とは承知しておるんですが、過去かなり事故が多発していると。記憶してるだけでも4、5件あったかなと思うんですけれども、 今後の対応等をお聞かせください。

#### 議長(湯本晴彦君) 建設水道課長。

# 建設水道課長(髙木和彦君) お答えします。

議員からご指摘あったように、本路線においては、毎年のように融雪期において道路の陥没が発生し、パンク等の事故が起きております。その都度、舗装パッチング修繕とかで対応しておったわけですが、抜本的な解決に至らないということで、今年度、改良方法について業者に測量設計業務を委託しております。その結果をもとに、来年度から2年間にわたり改良工事を行う予定です。

以上です。

#### 議長(湯本晴彦君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

#### 議長(湯本晴彦君) 質疑を終わります。

お諮りします。報告第12号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う声あり)

#### 議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号 専決処分の報告について、専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第13号について質疑を行います。

(発言する者なし)

#### 議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第13号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第13号 専決処分の報告について、専決第19号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第14号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第14号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号 専決処分の報告について、専決第17号 建物損壊事故に係る和解 及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

6 承認第12号 専決処分の承認について

専決第18号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)

議長(湯本晴彦君) 日程第6 承認第12号 専決処分の承認について、専決第18号 令和6年 度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 承認第12号 専決処分の承認について、専決第18号 令和6年度山ノ内町 一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

補正の内容は、第50回衆議院議員総選挙に伴う歳入歳出の予算の補正です。補正の予算額は、 歳入歳出それぞれ1,321万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億3,877万2,000円 とするものです。

5ページから6ページにありますとおり、補正予算の歳入では、選挙に係る県委託金で1,321万1,000円の増額補正です。

歳出につきましては、選挙管理者等の報酬や職員の時間外勤務手当などの人件費のほか、ポスター掲示板に係る委託料や事務機器の借上料など、選挙に係る関連経費として、目全体で1,321万1,000円を増額計上しております。

なお、令和6年10月15日の公示、10月27日の投開票の選挙日程となったことから、12月の補 正を待たずに専決処分をしたものです。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。承認第12号について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号 専決処分の承認について、専決第18号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり承認されました。

\_\_\_\_\_\_

- 7 議案第54号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)
- 8 議案第55号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第56号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第57号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 11 議案第58号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 12 議案第59号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議長(湯本晴彦君) 日程第7 議案第54号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号) から日程第12 議案第59号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)までの6議案を一括上程し、議題とします。

以上6議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 議案第54号から議案第59号までの6議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第54号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、主に令和6年の人事院勧告に基づく給与改定の補正です。 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ4,316万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,193万2,000円とするものです。

歳入の繰入金では、財源調整として、財政調整基金繰入金の増額計上です。

歳出につきましては、議会費から教育費まで、人事院勧告等による職員給与の増額計上です。 また、民生費と衛生費では、育児休暇取得者に係る職員給与分を減額したほか、教育費では スポーツクラブ運営における職員の時間外勤務手当などを増額補正しております。

次に、議案第55号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正補正予算(第2号)について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,010万8,000円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金を増額するもので、歳出は、人事異動及び人事院勧告による人件費

を増額するものです。

続いて、議案第56号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について申 し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ278万6,000円を追加し、予算総額を歳入 歳出それぞれ19億9,497万8,000円とするものです。

人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費等の増額及び社会福祉士の産休、育休に伴う代替会計年度任用職員の人件費の増額であり、歳入は一般会計繰入金を、歳出は職員の給料、職員手当及び会計年度任用職員の報酬を増額するものです。

次に、議案第57号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について申 し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、支出額を413万7,000円増額し、総額4億8,409万5,000円 とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の補正です。

続いて、議案第58号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、支出額を15万8,000円増額し、総額1億7,182万5,000円 とするものです。

内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、議案第59号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を167万7,000円増額し、総額4億41万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、支出額を475万2,000円増額し、総額1億6,981万4,000円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の補正です。

以上、議案第54号から第59号までの6議案について一括してご説明を申し上げました。

なお、議案第54号について、総務課長より補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

議案第54号について、総務課長。

総務課長(古幡哲也君) 〔議案に基づく補足説明〕

議長(湯本晴彦君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第54号について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

**10番(渡辺正男君)** 10番 渡辺正男です。

13ページの教育費、事務局費の先ほど説明ありましたが、総合型スポーツクラブのクラブマネジャーさんが不在ということで、職員対応のための給料ですかね、給料なのか手当か、これについて、資格が必要なマネジャーさんが不在になっているってことで、このクラブ運営とか、例えば国からの補助金だったりとか、運営に対する援助的なもの、そんなものっていうのはどんな影響があるんでしょうか。

# 議長(湯本晴彦君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(田村清志君) お答えいたします。

地域おこし協力隊にクラブマネジャーをやっていただいたんですけれども、9月末をもちまして、うちのほうを去りました。10月から職員3人、それと協力隊の4人で運営しております。 今ほどありましたクラブマネジャーがいなくていいのかということなんですけれども、totoですとか、県のスポーツ協会ですとか、そういったところからの助成金につきましては、このクラブマネジャーが年間を通じて雇用していなければいけないという要件がございます。

ただ、実際のクラブの運営だけを考えますと、クラブマネジャーの資格は必要ありません。 ちゃんとした指導できる者がいれば教室は開催されることで、今運営を行っております。 以上です。

# 議長(湯本晴彦君) 10番 渡辺正男議員。

**10番(渡辺正男君)** 資格者でなくても年間雇用してるっていうような形で、補助的なそういう変更っていうか、影響はないってことなんですかね。それで、実際に、今後この状態でずっといくってことなのか、誰かに資格を取ってもらうとか、有資格者を採用というか雇用する、そんな予定っていうのはどんなふうになってますか。

## 議長(湯本晴彦君) 生涯学習課長。

**生涯学習課長(田村清志君)** 今、うちに来ていただいている協力隊につきましては、アシスタントクラブマネジャーの資格を持っております。クラブマネジャーの資格取得に向けまして、今鋭意努力をしているところです。

それと、うちの職員なんですけれども、11月にアシスタントクラブマネジャーの資格を取る ことができました。その体制につきましては順次強化している状況でございます。

それと、先ほど補助金の関係ということなんですけども、クラブマネジャーがいなくなったことで、totoからの助成金がなくなりましたので、第7号の補正で出てきますけれども、そこで減額をしていく予算をお願いしております。

以上です。

#### 議長(湯本晴彦君) ほかにございませんか。

12番 小林克彦議員。

**12番(小林克彦君)** 18ページのところで、給料及び職員手当の増減額の明細というのがございます。ここで、会計年度任用職員、これは増減がないのですが、今回の人勧については反映されないということと、それから、長野県の最低賃金、これとの絡み合いとかその辺の説明を

してください。

議長(湯本晴彦君) 総務課長。

総務課長(古幡哲也君) お答えします。

会計年度任用職員の報酬につきましては、条例で、その年度の4月1日時点の一般職の職員 の給料の単価を使うということで定めておりますので、人勧の動きとは連動しておりません。

ただ、一般職の職員の給料自体は、人勧と連動しておりますので、3か月ほど遅れをとる形になりますけれども、新年度になれば、今回の人勧の単価が反映されることになります。参考までに、現在の人勧については、アップの人勧でございますけれども、経済状況によりましてマイナスの人勧が行われることもございます。その場合は、11月1日の基準日で、一般職の職員の給料は下げることになりますけれども、その時点で会計年度任用職員については、据え置いたまま3月まで行きますので、その辺りはそのときの人勧の状況によって、増減が一般職の職員との差が発生することにはなります。町の制度としてはそのようにしております。

以上です。

(「最低賃金」と言う声あり)

**総務課長(古幡哲也君)** 最低賃金につきましては、基本的に単価はクリアしておりますので、 問題ないと思います。

以上です。

議長(湯本晴彦君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第54号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

議案第55号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第55号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、 原案のとおり可決されました。

議案第56号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第56号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原 案のとおり可決されました。

議案第57号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第57号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、 原案のとおり可決されました。

議案第58号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第58号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、 原案のとおり可決されました。

議案第59号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第59号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案の とおり可決されました。

- 13 議案第60号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)
- 14 議案第61号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議長(湯本晴彦君) 日程第13 議案第60号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号) 及び日程第14 議案第61号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の2議案を一括上程し議題とします。

以上2議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第60号及び議案第61号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第60号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ4,018万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出 それぞれ81億2,211万8,000円とするものです。

債務負担行為の補正では、7年度において林道金倉竜王線の竜王橋に係るインフラ長寿命化

工事を追加するものです。

地方債の補正では、過疎対策事業及び脱炭素化推進事業の増額により、起債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入から申し上げます。

まず、国庫支出金では、広域入所に係る国庫負担金や新型コロナウイルス感染症対策地方創 生臨時交付金などにより、国庫補助金を増額補正するものです。

寄附金につきましては、民間企業1社からの寄附の申入れによる増額補正です。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額及びふるさと基金繰入金の増額による補正です。

町債では、地域福祉センターLED化整備に伴う脱炭素債の増額及び河川公園整備事業の増による過疎対策事業債の増額補正です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、役場庁舎修繕事業、企業支援強化事業、地域おこし協力隊事業、国際交流事業 及び定額減税補正給付金事業など、事業費の増に伴う増額補正です。

民生費及び衛生費では、5年度事業実績に伴う国庫支出金の返還金など、増額計上しております。

商工費では、制度資金保証料補給金、観光楽ちんカーサービス事業及び町観光局事業負担金の増などにより、増額補正するものです。

教育費につきましては、学校施設へのエアコン設置設計業務などによる増額のほか、海外留 学支援補助金など、減額補正しております。

議案第61号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,717万6,000円とするものです。

歳入は、諸収入へ長野県国民健康保険団体連合会から返還される保険給付金等の返還金と前 年度繰越金を計上し、歳出は、保険給付費等交付金の返還金を計上するものです。

3月に県より交付金を概算額で受入れ、翌年度に精算する事務処理となっているため、差額 分を計上するものです。

以上、議案第60号及び議案第61号について一括してご説明申し上げました。

なお、議案第60号について、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認 をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

議案第60号について、総務課長。

**総務課長(古幡哲也君)** 〔報告に基づく補足説明〕

議長(湯本晴彦君) 議案第60号及び議案第61号について、一括質疑を行います。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議案第60号及び議案第61号について予算決算

審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号及び議案第61号については、予算決算審査委員会に審査を付託する ことに決定しました。

審査結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認お願い いたします。

# 15 議案第62号 令和6年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結 について

議長(湯本晴彦君) 日程第15 議案第62号 令和6年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第62号 令和6年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取 契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ原町営住宅のリフォーム工事に伴い、本年度の改善箇所の買取り契約を行うため、議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認お願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(髙木和彦君) 〔報告に基づく補足説明〕

- 16 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長(湯本晴彦君) 日程第16 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第18 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、議題とします。

以上3議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

## (町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 議案第63号から議案第65号までの3件について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、条例第5条の2及び別表第2に規定する級別職務分類表へ職員の新たな職務の名称 として、担当係長を追加するとともに、これを職務の級の4級に規定するものです。

定年年齢の引上げや60歳役職定年制など、職員が旧定年年齢を迎える時期に適用される制度が大きく変わる中で、定年延長後の職員の職位や職務をさらに明確化し、組織内での各自の役割や責任度合いを整理区分するとともに、新たな職位の付与等によって、該当職員の業務遂行の意識や意欲の維持向上を図ることを目的に、職員の級別職務分類の見直しを行うものです。

定年延長後の職員の役職として、既に規定している調整幹に加え、担当係長を新たに追加するものですが、調整幹については60歳役職定年制により、管理監督職から降任した職員の定年延長後の職として位置づける一方で、担当係長については、係長等の職で60歳に到達した職員の定年延長後の職として位置づけるものです。なお、それぞれ4級に格付するため、職務については同一となります。

地方公務員の定年引上げについては、国家公務員の定年引上げ制度と同様の処置を講じているものとなりますが、今後の人事運営に必要な体制を整えるための改正になります。

次に、議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度組織機構の見直しとして、令和7年4月から産業振興課を2課に分割し、 町の経済振興につなげるための部署として、経済振興課を、旧農林部門を担当する部署として 農林振興課、それぞれを設置するものです。

観光業や農業は町の基幹産業ですが、それ以外の分野においても、例えば、近年若い世代の Uターン者による新たなビジネスの起業や移住者による空き店舗を活用した開業等が行われる ようになってきており、これら町を拠点とする新たな働き方やなりわいの創出に対して、より 幅広く柔軟な行政支援が求められるようになってきました。

既に行っている中小企業支援も含め、産業振興に関係する様々なニーズに的確に対応してい くため、未来創造課が担当している関連業務の一部移管も行いながら、町の経済振興につなげ るための体制強化の視点から、令和7年度に担当部署の一本化を図ることにしました。

多様化する行政ニーズへのタイムリーな対応、より効果的で効率的な行財政運営推進のため、 町組織体制の充実については、必要に応じて検討を行っているところであり、このたび組織見 直しにより、改めて全職員が組織目標や課題を共有できる状況と、それぞれが自ら役割を果た しながら、組織として体制の一本化が図れる状況をしっかりと整備することで、町重点施策の さらなる推進につなげていきたいと考えております。 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

楓の湯、入湯料につきましては、平成15年の開館以降、改定を行わず運営してきましたが、 人件費、光熱費の高騰及び一般公衆浴場(銭湯)と比較し、また、類似施設と比較しても低額 であることから、入湯料を改定するものです。

改定内容ですが、一般を300円から500円に、小学生を150円から300円に値上げを行うものです。なお、今回の改定に合わせて、町民と町民以外の区分を新たに設定し、町民に対してはそれぞれ100円を下げることにより、値上げ幅を抑えました。

また、回数券の24回券については、新たな区分設定により料金体系が増え、事務処理が煩雑になるため廃止をいたしました。

以上、議案第63号から第65号までの3件について一括してご説明申し上げました。 十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

お疲れさまでした。

(散 会)

(午前11時09分)